明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○国家戦略特別区域法第十九条の二の規定による国家公務員退職手当法の特例に関する内閣官房令（内閣官房七）　二
〔府令・省令〕
○幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働六）　三
〔省　令〕
○地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（総務七三）　三
○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同七四）　四
○国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令（文部科学二九）　四
○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働一三三）　五
〔告　示〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示（内閣府・文部科学・厚生労働一）　三
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働三五一）　三
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同三五二）　三
○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同三五三）　三
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（同三五四）　四
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同三五五）　四
○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（同三五六）　四
○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（同三五七）　四
○厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づき厚生労働大臣の定める者（同三五八）　五
○厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（同三五九）　六
○福島県南相馬市の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件（環境一〇七）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、基本測量関係事項関係　九
裁判所
免責関係　一三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本芸術文化振興会平成二十五年度財務諸表、平成二十六年度・事業年度財務諸表（独立行政法人産業技術総合研究所・独立行政法人日本貿易振興機構・国立研究開発法人港湾空港技術研究所）、平成二十六年度・事業年度決算等（北海道旅客鉄道株式会社・四国旅客鉄道株式会社・九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社・社会保険診療報酬支払基金・農林漁業団体職員共済組合・農水産業協同組合貯金保険機構・全国農業会議所）、東日本高速道路株式会社工事開始、指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四